

様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 産婦人科内科小松クリニック
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 広島市中区鉄砲町10番18号
- (3) 設立認可年月日 平成 13年 2月21日
- (4) 設立登記年月日 平成 13年 2月26日

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する診療所の業務)

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	産婦人科内科小松クリニック	広島市中区鉄砲町10番18号	0床

- (2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務) 無し
- (3) 収益業務 (社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務) 無し
- (4) 当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項
- 令和3年 11月23日 令和2年度決算承認
- 令和3年 11月23日 理事・監事の選任の承認
- 令和4年 9月26日 令和4年度の事業計画及び収支予算の決定

様式 2

法人名 医療法人 産婦人科内科小松クリニック

※医療法人整理番号

所在地 広島市中区鉄砲町10番18号

財 産 目 録

(令和4年9月30日現在)

1. 資産額 172,393千円
2. 負債額 4,169千円
3. 純資産額 168,224千円

(内訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流動資産	165,147
B 固定資産	7,246
C 資産合計 (A+B)	172,393
D 負債合計	4,169
E 純資産 (C-D)	168,224

(注)財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□法人所有 ■賃借 □部分的に法人所有 (部分的に賃借))

建 物 (□法人所有 ■賃借 □部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式 3 - 2

法人名 医療法人 産婦人科内科小松クリニック

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--	--

所在地 広島市中区鉄砲町10番18号

貸借対照表

(令和4年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	165,147	I 流 動 負 債	4,169
II 固 定 資 産	7,246		
1有形固定資産	2,823	負 債 合 計	4,169
2無形固定資産	76	純 資 産 の 部	
3その他の資産	4,347	科 目	金 額
		I 出 資 金	21,000
		II 積 立 金	147,224
		純 資 産 合 計	168,224
資 産 合 計	172,393	負 債 ・ 純 資 産 合 計	172,393

様式 4 - 2

法人名 医療法人 産婦人科内科小松クリニック

※医療法人整理番号

所在地 広島市中区鉄砲町10番18号

損益計算書

(自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	140,032
2 事業費用	135,893
本来業務事業利益	- 4,139
事業利益	- 4,139
II 事業外収益	- 330
經常利益	- 4,469
税引前当期純利益	- 4,469
法人税等	182
当期純利益	- 4,287

法人名 医療法人 産婦人科内科小松クリニック .
所在地 広島市中区鉄砲町10番18号 .

※医療法人整理番号					
-----------	--	--	--	--	--

関係事業者との取引の状況に関する報告書

- (1) 法人である関係事業者
 - ┆ 該当なし .

- (2) 個人である関係事業者
 - ┆ 該当なし .

様式6

監事監査報告書

医療法人 産婦人科内科小松クリニック
理事長 小松 正伸 殿

私は、医療法人 産婦人科内科小松クリニックの令和3会計年度（令和3年10月1日から令和4年9月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和4年11月23日

医療法人 産婦人科内科小松クリニック
監事 XXXXXXXXXX